附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の金融商品取引法施行令第一条の六の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する取得勧誘（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に開始した取得勧誘については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十六号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第一第二十八号、別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十七号中トをチとし、ニからヘまでをホからトまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　【(二―カルボキシラトフエニル)チオ】(エチル)水銀ナトリウム（別名チメロサール）〇・一％以下を含有する製剤

第一条第十九号の二ただし書中「〇・五％」を「一・五％」に改める。

第二条第一項中第二十二号の四を第二十二号の五とし、第二十二号の三を第二十二号の四とし、第二十二号の二を第二十二号の三とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二　【(二―カルボキシラトフエニル)チオ】(エチル)水銀ナトリウム（別名チメロサール）〇・一％以下を含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(186)を(187)とし、(110)から(185)までを(111)から(186)までとし、(109)の次に次のように加える。

(110)　一・二―ジ（二―【四―【二―(二―メチルプロポキシ)カルボニル―二―シアノエテニル】フエニルチオ】エトキシ）エタン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第七十一号の四中「〇・五％」を「一・五％」に改め、同項中第百号の十九を第百号の二十とし、第百号の八から第百号の十八までを一号ずつ繰り下げ、第百号の七の次に次の一号を加える。

百の八　四―メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、四―メチルベンゼンスルホン酸五％以下を含有するものを除く。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年二月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第百号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和四年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2　前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、令和四年四月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

第三条　毒物除外物（この政令による改正後の第二条第一項第二十二号の二に掲げる物又は同項第七十一号の四に掲げる物（この政令による改正前の第二条第一項第七十一号の四に掲げる物を除く。）をいう。次条において同じ。）であって、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、令和四年四月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第四条　この政令の施行前にした毒物除外物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　後藤　茂之

内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第五号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三十四号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の三第一項及び第三十条の二の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
（推薦等） **第十二条**　令第三条第二項、第四条第二項、第七条第二項、第十一条第二項、第十三条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項又は第二十八条第二項に規定する者（以下この条において「推薦者」という。）は、法第四条第一項第四号若しくは第五号、第五条第一項第一号、第五条の二第二項第一号、第三項第一号、第四項第二号若しくは第六項又は第九条の十三第一項の規定により推薦を行うこととなつた場合には、別記様式第十五号の推薦書をその被推薦者に交付するものとする。この場合において、法第四条第一項第四号の規定による推薦については、その推薦書の写しを国家公安委員会に送付するものとする。 ［2・3　略］	（推薦等） **第十二条**　令第三条第二項、第四条第二項、第七条第二項、第十一条第二項、第十三条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項又は第二十八条第二項第一号若しくは第二号に規定する者（以下この条において「推薦者」という。）は、法第四条第一項第四号若しくは第五号、第五条第一項第一号、第五条の二第二項第一号、第三項第一号、第四項第二号若しくは第六項又は第九条の十三第一項の規定により推薦を行うこととなつた場合には、別記様式第十五号の推薦書をその被推薦者に交付するものとする。この場合において、法第四条第一項第四号の規定による推薦については、その推薦書の写しを国家公安委員会に送付するものとする。 ［2・3　同上］